

「成年後見制度」への素朴な疑問 No.1

何度か勉強を重ねてきた「成年後見制度」。分かったような、分からないような……。そこで、素朴な疑問に答えるコーナーを始めることとなりましたので、よろしくお願いたします。

Q1. そもそも、親亡き後、後見人をつけないと、うちの子は生活できないの？

A1. 支援費制度から、障害のある人がサービスを利用するとき、契約という形をとることになりました。契約は、サービスを利用する人とサービスを提供する人の立場を対等にしてくれますから、大変、重要です。売買契約なども同じですが、契約内容と違うと思ったら、自分の思いを相手に伝えて、交渉できるのが契約です。こういった作業をご本人がスムーズに一人でできれば、後見人（または、補助人か保佐人。以下後見人等）は必要ないでしょう。ただ、ご本人一人で、契約内容の理解やサービスが適切か判断できないような場合には、後見人等は必要になると思われます。

Q2. 不動産の相続は、どうしたらよいかしら？

A2. 不動産相続は、現金や預貯金と違って難しいと聞いています。どのように分割するのかを遺言するという方法もありますが、相続人の確定をするときに、自分の意見をしっかり言える力がない人は、不利益を被らないように成年後見制度を利用して、まず、後見人等をつけることから始めます。ですから、遺言書の作成だけでは十分とは言えないかもしれません。

また、不動産相続には名義の変更をして登記という手続きがあります。その際には、相続人全員の印鑑登録証明書が必要であるなどややこしい作業が続くので、やはり、成年後見制度を利用したほうが賢明かと思えます。

Q3. 医療機関では、後見制度はどうなっているの？

A3. 「医療行為への同意」について、いろいろな議論がされているようです。本来ならば、本人が決める事柄であるため、親族であっても、きっぱりと判断できない状況も多いと聞きます。医療行為を受けるか受けないかの判断については、後見人等の権限の範囲ではないため、後見人等が「医療同意書」にサインできないとの考え方が一般的なようです。

治療に関する説明は親族であっても後見人等であっても受けることができます。本人が良い結果を得られるように、多方向から検討して、「医療同意書」に親族がサインすることや、親族がいない場合は、医師が治療の必要性を判断し、後見人が医療契約を結ぶこともあるようです。



今回の回答は、いかがでしたでしょうか。これを読まれて、また、疑問がわいた方も多くいらっしゃるかもしれません。そんな方は、ぜひ、お近くの広報委員か権利擁護委員まで、質問などお寄せください。お待ちしております。

なお、今回の回答については、社会福祉士の小嶋珠実先生にご協力いただきました。紙面をお借りして、お礼申し上げます。 (仁尾 智都子)

「成年後見制度」への素朴な疑問 No.2

今回は、成年後見制度と相続との関係に着目した内容を取り上げてみました。聞きなれない言葉も、たくさんありますね。



Q1. 本人を中心に親族（従兄弟）との関係が良好なので、後見人を兄と従兄の複数後見にしたいと思っています。

A1. 複数後見の場合は、金銭管理と身上監護とに役割を分ける方法と、どちらにも同様の権限をもたせる方法があります。親族どうしあるいは親族と専門職、あるいは専門職どうし等様々な組み合わせが考えられますが、より安全な金銭管理と身上監護が保障されるよう家庭裁判所が決定します。

Q2. 兄弟の関係が、あまりうまくいっていません。相続のことを考えると、後見人をつけた方が良いのかと思っています。

A2. 成年後見制度では、申立の際に近親者の同意が確認される場合が多いようです。親族すべてが理解し申立てされるのが望ましいのですが、そうでない場合は申立て時に家庭裁判所や弁護士等司法関係者に相談しましょう。そのためには、成年後見制度を利用する目的や意味を整理しておくことがいいでしょう。

Q3. 遺言書の内容を、財産は兄弟に相続させるけれど、その代り、障害のある本人の面倒を生涯見てほしいとした場合、障害のある本人は遺留分を請求はできますか。

A3. 「負担付遺贈」といって、遺言に「財産は〇〇に相続させるが、その代わり、△△の面倒をきちんと見てくれるように」といった内容を書くことができます。遺言があっても、遺留分請求は、後見人等の役割の一つです。負担付贈与において、その負担が実行されているかどうか後見人等が監督することもできます。

Q4. 後見人を必ず付けなければいけないのでしょうか。兄弟が面倒を見てくれると思っているのですが。

A4. 親の財産等が確実に障害のある本人に使用されるためには、遺言や後見制度、あるいは信託などが有効です。詳しくは弁護士など司法関係職に相談するのがいいでしょう。

～言葉の説明～

ふたんつきいぞう

「負担付遺贈」・・・「負担付遺贈」とは、受遺者に対して一定の義務を負わせる遺贈です。例えば、「不動産をA男に遺贈するかわりに、障害のあるB子の面倒をみる」といったものです。また、「負担の限度」や「負担義務の不履行」についても、法律で定められています。

いりゆうぶん

「遺留分」・・・法定遺留分は、被相続人（亡くなった人）の意思とは関係なく、相続人が被相続人から最低でもこれだけは残してもらえろという財産です。ただ、被相続人の兄弟姉妹は、遺留分権利者にはなれません。

今回の回答も、社会福祉士の小嶋珠実先生にご協力をいただきました。紙面をお借りしてお礼申し上げます。
(仁尾 智都子)

「成年後見制度」への素朴な疑問 No.3

今回は、実際の後見業務につながる、複数の後見人等の選任や後見人等の報酬についての質問です。だんだん関心が高まる「成年後見制度」を、いろいろな角度から勉強していきましょう。

Q1. 複数の後見人での支援を考えています。身上監護を親族が、財産管理を法律家や福祉の専門家をお願いする形を望んでいますが……。

A1. 身上監護を親族が、財産管理や法律に関することを法律家や福祉の専門家をお願いするといった形は、本人への支援が手厚くなるというメリットが生まれます。このような理由から、成年後見については複数の後見人（保佐人・補助人）を選任できるようになりました。

そして、複数の後見人（保佐人・補助人）の対立や混乱が起きそうだと判断された場合には、家庭裁判所が、職権で、各後見人（保佐人・補助人）の後見事務を分掌するか、全ての後見人（保佐人・補助人）が共同して後見事務に取り組むかを設定したり、必要がない場合は取り消したりできるようになりました。

また、後見が開始されたあとでも、後見人（保佐人・補助人）の追加選任の申立てができるので、1人の後見人（保佐人・補助人）から複数の後見人（保佐人・補助人）への変更もできるようになりました。

複数後見は、チームワークが大切です。申立ての段階で、誰がどのように被後見人（被保佐人・被補助人）を支援していくのか、よく検討しましょう。

このように、成年後見人等に誰を選任するかは、家庭裁判所の審判によります。申立て時に家庭裁判所に相談することも、意味があると思います。



Q2. 成年後見人等の報酬は、どのようにして決まるのですか。

A2. 後見人等が報酬を得るには、後見人等に就職した日から1年ごとに、家庭裁判所に「後見（保佐・補助・任意後見監督）事務報告書」を提出する時に、同時に報酬付与の申立てをするのが一般的です。但し、報告は義務ですが、親族後見人等は申立てをしないことがあります。もちろん、扶養義務のある親族後見人等の場合も、報酬付与の申立てをすることもできます。

申立てを受けた家庭裁判所は、後見人等として働いた期間、被後見人等の財産、後見（保佐・補助・任意後見監督）事務の内容などを考慮して、報酬額の決定など報酬付与の審判を行います。決定した報酬の額は、審判書謄本を後見人等に送付されます。

このような手続きを経て、後見人等は、裁判所が決定した額の報酬を被後見人等の財産から受け取ることができますが、この審判には、不服申し立てはできません。



今回の回答も、社会福祉士の小嶋珠実先生にご協力をいただきました。紙面をお借りしてお礼申し上げます。 (仁尾 智都子)